

香川労働局発表
令和5年11月8日

報道関係者 各位

【照会先】

香川労働局労働基準部 監督課
監督課長 小林 弦太
主任地方労働基準監察監督官 大倉 幸一
専門監督官 三津 直史
(直通電話) 087(811)8918
(夜間電話) 087(811)8926
<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

2024年4月改正法適用に先立ち、1,000近い荷主と関係団体に緊急要請 ～荷待ち時間解消のため荷主の能動的対応を香川労働局長名文書で初の要請～

2024年4月から、改正労働基準法により、トラック運転手についても時間外労働の上限規制が適用になります。

トラック運転者の長時間労働の要因には、長時間の荷待ちなど個々の運送事業者だけでは改善することが困難な部分が多くあり、荷主の能動的な対応が必要不可欠です。

そこで、香川労働局(局長 栗尾保和)は、先般、四国運輸局が文書要請を行うのに併せて、(一社)香川県トラック協会の協力も得つつ、県内運送事業者の荷主(県内外 885事業所)と19の関係団体に対し、文書を郵送し、長時間の荷待ちを発生させないための取組や、適切な着時刻等の設定などを要請しました。

なお、道路貨物運送業は他の産業に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等に係る脳・心臓疾患の労災認定事案の発生が最も多い業種です。

【添付書類】

- ①要請書(荷主向け)
- ②要請書(団体向け)
- ③要請先団体一覧